

<一般委託>

東伐開清掃・樹木剪定業務委託(一般委託)仕様書

東伐開清掃・樹木剪定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 横須賀市上下水道局が管理する公共下水道敷を正常な状態で維持管理するため、適正かつ計画的な清掃業務を委託するものである。 |
| 2 | 履行期間 | 契約日から令和6年2月28日まで |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市公共下水道供用開始区域（本庁、大津、衣笠行政センター管内） |
| 4 | 業務内容 | 伐開清掃業務 26,500 m ² 堆積塵芥収集業務 3 m ³ 樹木剪定業務 5 本 樹木伐採業務 19 本 樹木発生材処理業務 2,000 kg 防草シート設置業務 80 m ² （注：7月～10月に業務が集中するので、この期間は業務体制を整えておくこと。） （注：この数量は予定であり、発注量を保証するものではありません。） |
| 5 | 特記事項 | 「東伐開清掃・樹木剪定業務委託特記仕様書」「産業廃棄物処理作業（混合廃棄物）特記仕様書」のとおり |
| 6 | 関係法規 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類） （神奈川県知事、あるいは横須賀市長の許可） |
| 8 | 契約方法 | 単価による業務委託契約（一般委託）：単位は別紙特記仕様書のとおり |
| 9 | 支払方法 | 本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 各単価に数量を乗じた金額は、円未満切捨てとする。 消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。 |
| 10 | 業務委託成績評定 | 対象 ・ 非対象 |
| 11 | 現場代理人の配置 | 必要 ・ 不要 |
| 12 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 13 | 監督員 連絡先 | 横須賀市上下水道局 技術部 下水道管渠課 絹川 宏樹 電話 046-822-8396 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|--|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） ・ 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。 |
|----------------------------------|--|

東伐開清掃・樹木剪定業務委託

| | | | (税抜き：円) | |
|----------------|--------|----------------|---------|------|
| 作業名 | 予定数量 | 単 位 | 上限単価 | 契約単価 |
| 伐開清掃業務 | 26,500 | m ² | 238 | |
| 堆積塵芥収集業務 | 3 | m ³ | 16,380 | |
| 樹木剪定業務 | 5 | 本 | 16,100 | |
| 樹木伐採業務(切倒し) | 17 | 本 | 2,817 | |
| 樹木伐採業務(吊し切り) | 2 | 本 | 83,391 | |
| 樹木発生材処理業務 | 2,000 | kg | 27 | |
| 防草シート設置業務(平面部) | 50 | m ² | 2,620 | |
| 防草シート設置業務(法面部) | 30 | m ² | 2,916 | |

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること
 ※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること
 ※契約単価は、契約者が記入する。

東伐開清掃・樹木剪定業務委託 特記仕様書

1 委託目的

本委託は横須賀市上下水道局が管理する市内公共下水道供用開始区域内の本庁、大津、衣笠行政センター管内での水路敷、雨水調整池敷地などの機能を正常な状態に保つため、伐開清掃、塵芥収集及び樹木剪定・伐採を行うものである。

2 契約項目

次に掲げる清掃作業について、それぞれ単価で契約する。

| | |
|---------------|----------------------|
| (1) 伐開清掃業務 | 1 m ² あたり |
| (2) 堆積塵芥収集業務 | 1 m ³ あたり |
| (3) 樹木剪定業務 | 1 本あたり |
| (4) 樹木伐採業務 | 1 本あたり |
| (5) 樹木発生材処理業務 | 1 kg あたり |
| (6) 防草シート設置業務 | 1 m ² あたり |

3 業務内容

(1) 伐開清掃業務

伐開清掃業務とは、上下水道局が管理する水路用地等の除草作業と、散在する塵芥（空き缶、木片など、塵芥量が 1,000 m²あたり 1 m³/未満の場合）をビニール袋等に拾い集め現場外に搬出する作業を、合わせて行うものである。

(2) 堆積塵芥収集業務

堆積塵芥収集業務とは、堆積した塵芥（塵芥量が 1,000 m²あたり 1 m³以上の場合）を人力により収集・集積・現場外搬出する作業である。

(3) 樹木剪定業務

樹木剪定業務とは、上下水道局が管理する水路用地等内の樹木の高木剪定作業を行うものである。また、本業務で行う高木剪定は基本剪定とし以下のやり方とする。

ア. 基本剪定は、樹木の骨格作りを目的とするもので主に冬季剪定に適用する。密生した枝や不要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする。

イ. 基本剪定は、常緑樹の幹周（30cm～59cm）を基準とする。

樹種や幹周が異なる場合には別紙「換算表」にて計上すること。

(4) 樹木伐採業務

樹木伐採業務とは、上下水道局が管理する水路用地等内の樹木の伐採作業を行うものである。

ア. 伐採（切倒し）は枝や幹を適切な箇所切断し、周囲の安全に配慮して行うものである。

幹周の基準値は（20cm～29cm）とする。

イ. 伐採（吊し切り）は、ロープ等の牽引具を用いて切った枝や幹を所定の位置に誘導しながらおろす作業のことである。

幹周の基準値は（30cm～59cm）とする。

(5) 樹木発生材処理業務

樹木発生材処理業務とは、上記(3)・(4)の作業により生じた発生材を処分先まで運搬処理することである。

(6) 防草シート設置業務

防草シート設置業務とは、上下水道局が管理する水路用地等内に防草シートを設置することである。

ア. 防草シート設置には、固定ピンとワッシャーの材料費、設置費共に含む。

イ. 平面部とは、1:2.0以下とする。

4 履行条件

本委託の履行にあたっては、下記の条件を満たしていること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている、神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を得ていること。
- (2) 局の指示する緊急時は迅速な対応が出来ること。

5 作業内容

- (1) 本業務は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に従い実施すること。ただし、本特記仕様書に記載された事項は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に優先するものとする。
- (2) 業務施行にあたり、作業着手前に伐開清掃指定か所の「実施計画書」を作成し、局監督員の承諾を得て作業を行うこと。
また、緊急作業が必要な場合は「緊急指示書」により指示するので、概ね7日以内に作業に着手すること。
- (3) 伐開清掃業務には散在塵芥収集作業が含まれているため、伐開を行った全ての区域について塵芥を収集すること。
- (4) 塵芥量が多い（塵芥量が1,000 m³あたり1 m³以上）場合は、堆積塵芥収集業務として作業を行うこと。
- (5) 構造物等に隣接した場所を伐開清掃する場合は、構造物等を損傷させないように人力にて作業を行うこと。
- (6) 伐開した雑草は、積替保管施設（長坂5-3656）へ運搬し処理すること。
- (7) 塵芥収集で発生した産業廃棄物は、指定の処分業者事業場に運搬すること。
- (8) 剪定・伐採した枝や幹はチップ化作業場（横須賀緑化造園協同組合 神明町1）まで運搬し処理すること。また、伝票等の写しを報告書に添付し提出すること。
- (9) チップ化作業場へ持ち込む1台あたりの発生木材の重量は、2t積トラック1台あたり1,133kgとする。

6 完了届

月末締めをもって速やかに報告書類とともに「完了届」を提出すること。

委託代金の請求は、業務完了後に行うこと。

7 報告書類

作業の実績について、月ごとに「報告書類」を作成し提出すること。

- (1) 位置図 施行場所が分かる位置図を作成すること。
- (2) 平面図 平面図は作業を管理する点、写真撮影の位置と方向を記入すること。
- (3) 集計表 計算表よりもとめられた作業数量を集計し、契約数量、累計数量、残数量とともに表示すること。
- (4) 計算表 伐開清掃業務については、面積計算表を作成すること。ただし、面積には繁茂率を乗じること。堆積塵芥収集業務については、容積を計算すること。
- (5) 写真 写真は、業務名、施行場所、日付、受託者名が入った黒板とともに、状況写真と出来高管理写真と分けて撮影すること。状況写真は、同一箇所から作業前・作業中・作業後を一組とし、原則として上流から下流に向かって撮影すること。
出来形管理写真は、幅、延長などが分かるように撮影すること。また、堆積塵芥収集業務については、集積された塵芥の容積を算出する縦、横、高さが見える写真を撮影すること。
写真はサービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。
- (6) 産業廃棄物の収集運搬
混合廃棄物の収集運搬については、それぞれの運搬に応じたマニフェストB2票とともに報告すること。
- (7) 業務日報 業務日報（作業日報）を作成すること。

8 賠償責任及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに局監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9 機密保持

この業務に関連して業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 協議

この仕様書に記載されていない事案が生じた場合は、事前に局監督員と協議のうえ承諾を得て施行するものとする。

11 その他

- (1) 11月末までに進捗率50%を担保すること。
- (2) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

【換算表】

基本剪定

基準値：常緑樹の幹周 30cm～59cm

| 幹周 | 換算値(本) | | |
|-------------|--------|------|------|
| | 常緑樹 | 落葉樹 | 針葉樹 |
| 30cm未満 | 0.7 | 0.2 | 0.7 |
| 30cm～59cm | 1.0 | 0.5 | 1.1 |
| 60cm～89cm | 1.6 | 1.0 | 2.2 |
| 90cm～119cm | 2.6 | 2.6 | 4.7 |
| 120cm～149cm | 4.9 | 4.9 | 10.0 |
| 150cm～179cm | 8.3 | 8.3 | 15.0 |
| 180cm～209cm | 12.0 | 12.3 | 20.0 |
| 210cm～239cm | 16.0 | 16.6 | 25.3 |
| 240cm～269cm | 20.3 | 21.6 | 30.3 |
| 270cm～299cm | 25.0 | 26.7 | 35.4 |

伐採(切倒し)

基準値：幹周 20cm～29cm

| 幹周 | 換算値(本) |
|------------|--------|
| 20cm未満 | 0.6 |
| 20cm～29cm | 1.0 |
| 30cm～59cm | 3.8 |
| 60cm～89cm | 9.5 |
| 90cm～119cm | 18.1 |

伐採(吊し切り)

基準値：幹周 30cm～59cm

| 幹周 | 換算値(本) |
|-------------|--------|
| 20cm～29cm | 0.1 |
| 30cm～59cm | 1.0 |
| 60cm～89cm | 1.8 |
| 90cm～119cm | 3.0 |
| 120cm～149cm | 4.4 |
| 150cm～199cm | 6.4 |
| 200cm～249cm | 9.0 |

東伐開清掃指定か所一覧表

| 番号 | 所在地 | 延長 (m) | 特性 | | 指示事項 |
|---------------------|-------------------|-----------|-------------------------|----|------|
| | | | 詳細 | 区分 | |
| D 本庁管内 | | | | | |
| D1 | 日の出町1-4 | 90 | | | |
| D2 | 安浦町3-3 | 50 | 通常時流水なし フェンス | 注意 | |
| D3 | 公郷町2-11~14 | 40 | | 注意 | |
| D4 | 不入斗町2-4~8 | 260 | | | |
| D5 | 佐野町3-54~5-37 | 270 | | | |
| D6 | 上町2-45 | 33 | | | |
| D7 | 鶴が丘2 | | 調整池 | | |
| D8 | 富士見町1-45 | | 幅1.4m程度の水路敷き | 要多 | |
| D9 | 坂本町3-15~10 | | | | |
| D10-a | 汐入町4-1~18 | 480 | 汐入町4-8~9 未実施 | | |
| D10-b | 汐入町4-22~25 | 150 | | | |
| D10-c | 汐入町5-27~38 | 150 | | | |
| D11 | 坂本町5-17 | | | | |
| E 大津行政センター管内 | | | | | |
| E1 | 馬堀町1-89 | | 貞昌寺遊水池 | | |
| E2-a | 馬堀町2-35~62 | 280 | 国有地(財務課に管理協定書有) | | |
| E2-b | | 70 | | | |
| E3 | 根岸町5-106 | 150 | | | |
| F 衣笠行政センター管内 | | | | | |
| F1-a | 池上5-4~13 | 240 | | | |
| F1-b | | 220 | 水量が少なく初夏に藻が発生 | | |
| F1-c | | 150 | | | |
| F1-d | | 150 | | | |
| F1-e | 平作8丁目すみれ公園脇(下水道敷) | | すみれ公園横は道路の下法なので道路維持課で管理 | | |
| F1-f | 池上4-7 | | | | |
| F2 | 池上5-7-8~16 | 50 | 池上公園前 | | |
| F3 | 金谷1-1-3~1-2-9 | 160 | | | |
| F4-a | 金谷2-16 | 60 | | | |
| F4-b | 金谷2-14 | | フェンスで囲まれた調整池 | 重点 | |
| F5-a | 平作5-6~12 | 240 | | | |
| F5-b | | 120 | | | |
| F6 | 平作5-13 | | 多目的広場(栄地谷遊水池) | 重点 | |
| F7 | 平作6-5 | | 多目的広場(籠遊水池) | 重点 | |
| F8 | 阿部倉1365~1512 | 320 | 道路横水路 | | |

東伐開清掃指定か所一覧表

| 番号 | 所在地 | 延長 (m) | 特性 | | 指示事項 |
|-------|------------------|-----------|---------------------------|----|--------------|
| | | | 詳細 | 区分 | |
| F9 | 小矢部2-1~26 | 320 | | | |
| F10-a | 小矢部2-37~39 | 200 | 若芽放流水路 | | |
| F10-b | | 250 | 若芽放流水路 | | |
| F11-a | 小矢部3-13・16 | | 雨水調整池 | | |
| F11-b | | | 雨水調整池 | | |
| F12 | 小矢部3-1293 | 40 | | | |
| F12-a | 森崎5-1番地先 | 7 | | | |
| F13 | 小矢部4-2~5 | 270 | | | |
| F14 | 衣笠町9-9~大矢部5-1 | 500 | ホタル生息 | 重点 | 指示以外は作業禁止 |
| F14-a | 衣笠町33-1 | 530 | ホタル生息 一部フェンスで囲まれた水路敷き有 | | 水路は指示以外は作業禁止 |
| F15 | 大矢部5-14~22 | 210 | 市営公園墓地下流 | | |
| F16-a | 大矢部3-1~11 | 280 | 一部フェンスで囲まれた通路有 | | |
| F16-b | 大矢部3-15~19 | 200 | | | |
| F17-a | 佐原1-22~岩戸1-5 | | | | |
| F17-b | | 430 | 一部ホタル生息 | | |
| F17-c | | 100 | | | |
| F18 | 佐原3-8~15 | 160 | | | |
| F19-a | 佐原4-4~1261 | 120 | | | |
| F19-b | | 190 | | | |
| F19-c | | 50 | | | |
| F20 | 大矢部5-9 | 200 | | | |
| F21 | 佐原2-1~2 | 560 | | | |
| F22-a | 大矢部3-19~5-19 | 140 | | | |
| F22-b | | 170 | | | |
| F22-c | | 160 | | | |
| F23 | 衣笠28~455 | 200 | ホタル生息 | | 指示以外は作業禁止 |
| F25 | 平作2-1-5~2-20-1 | 650 | | | |
| F26 | 大矢部3-8-20 | 66 | | | |
| F27 | 池上3-1~平作8-20 | 62 | ふれあい下水道 | 重点 | |
| F28 | 平作3-1~衣笠栄町1-12 | 970 | | | |
| F29-a | 平作2-30~平作3-3 | 359 | 衣笠中学校横 雑草強 ホタル生息 | | 指示以外は作業禁止 |
| F29-b | 平作3-1 | 56 | ほぼ流水の無い水路敷き | | |
| F30 | 佐原2-1-28~佐原2-2-2 | 593 | | | |
| F31 | 岩戸1-7-14~岩戸1-9-8 | 514 | | | |
| F32 | 衣笠町221~226 | 100 | 衣笠町地内水路 | | |

東伐開清掃指定か所一覧表

| 番号 | 所在地 | 延長 (m) | 特性 | | 指示事項 |
|-----|-----------|-----------|-------------------|----|------|
| | | | 詳細 | 区分 | |
| F33 | 平作4-1~3-7 | | まちかど里親団体育 | | |
| F34 | 池上7-35 | | 東逸見4丁目調整池 | | |
| F35 | 池上1-7 | | 池上1丁目調整池（平作川へ） | 重点 | |
| F36 | 池上7-24 | | 池上7丁目1号調整池 | | |
| F37 | 池上1-11 | | 池上1丁目調整池（宇東川へ） | 重点 | |
| F38 | 大矢部5-8 | | 汚水雨水ダブル構造 左右に溝 | | |
| F39 | 金谷1-7 | | 水路敷き通路 | 重点 | |
| F40 | 小矢部1-20 | | | 要多 | |
| F41 | 岩戸1-5 | | | 要多 | |
| F42 | 平作8-16 | | フェンスに囲まれた水路敷き | | |

産業廃棄物処理作業（混合廃棄物）特記仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合廃棄物

数量：1 t（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生し

た損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項については、上下水道局契約規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第11号）によりその例によることとされている契約規則（平成19年横須賀市規則22号）に基づく甲の指示によるものとする。

2 前項の指示により難いとき又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所在地 : 横須賀市内川2丁目4番36号
処分の方法 : 中間処分
施設の処理能力 : 破碎施設 (100.9584 t/8h)

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

東伐開清掃・樹木剪定業務委託

横須賀市公共下水道区域

